「滋賀県障害者プラン」の総括について

<1>プラン総括の趣旨

H27~R2の滋賀県障害者プラン(前プラン)においては、基本理念である「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現~みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる~」を目指し、「"地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現"」を基本目標に掲げ、「1.ともに暮らし 2.ともに学び 3.ともに働き 4.ともに活動する 5.共生のまちづくり」という5つの主要施策を中心に具体的な各施策に取り組んできました。(※前プランの概要は次ページを参照してください。)

近年、県内の3障害手帳保持者は増加傾向にあり、また、高齢化や障害の重度化、発達障害や難病が障害福祉施策の対象に加えられるなど、障害が多様化しているところです。

こうした状況に対して、国においては、障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法の改正等が行われ、県においても全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行しました。

前プランは昨年度に最終年度を迎えたことから、その取組を評価し、成果と課題を明確にした上で、令和3年度からの新しい「滋賀県障害者プラン2021」の実効性を高めていくこととします。

<2>法律上の位置づけ

滋賀県障害者プランは、国が定める障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を<u>一体的に策定</u> したものです。各計画の概要と策定の根拠となる法律は以下の表のとおりです。

障害者計画は国が策定する障害者基本計画を基本として策定し、障害者福祉計画等は、国が示す 基本指針に即して策定することとされています。

	障害者計画	障害福祉計画・障害児計画
各計画の概要	 ◆ 障害者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するために策定する。 ◆ 策定に当たっては、国の障害者基本計画を基本とし、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。 ⇒ 障害者施策の基本的な事項や理念を定めるもの。盛り込まれた事項は個別事業として具現化する。 	 ◆障害福祉サービス等(自立支援給付・障害児支援に係る給付)及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制確保と円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるもの。 ◆策定に当たっては、(障害者自立支援)協議会の意見を聴くように努めることとされている。 ⇒障害者施策のうち特に障害福祉サービス等の整備目標と確保策について定めるもの。
根拠となる法律	◆障害者基本法 <u>(障害者基本計画等)第十一条 同条第二項</u> 都道府県は、 <u>障害者基本計画を基本とする</u> とともに、当 該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府 県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策 定しなければならない。	◆障害者総合支援法 (都道府県障害福祉計画)第八九条第一項 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
期間	5年間	3年間 2

◆基本理念

"県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現 ~みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる~"

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、働く意欲のある人がその適性に 応じて能力を十分に発揮するなど、すべての人がその有する力を最大限に発揮することで、生き生き と活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現を目指す。

<2つの起点>

- ア 「ひと」: 既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている人、支援を担う 人を起点に考え、障害のある人が望む生活を自ら選び決定できるよう、その人のニーズや能力 に合った支援を行うための施策を進める。
- イ 「まち」: 障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が 共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進める。

◆基本目標

"地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現"

<5つの視点>

ア「その人らしく」:障害のある人の自己選択、自己決定のもと自立した生活を実現

イ「いつでも」:重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現

ウ「だれでも」:制度の谷間のない支援、障害理解の推進

エ「どこでも」:ニーズに即した先進的な取組を全県的に推進

オ「みんなで取り組む」:自助・共助・公助の力を合わせ、県民みんなが協働し自立生活を実現

<4>計画期間

前プランは、全体の計画期間を<u>6年間(平成27年度~令和2年度)</u>とし、重点施策部分については、 3年経過時に見直すこととしており、平成30年度に見直しています。

障害者プラン2021では期間設定については継承し、全体の計画期間を6年間(令和3年度~令和8年度)としました。

下記の表は国が示す障害者基本計画や障害福祉計画の基本指針の期間と滋賀県障害者プランの期間の 関係について、経過を示しています。

	(年度)	H15 H16 H17 H18	H19 H20	H21 H22 H	23 H24	H25 H26	H27 I	H28 H29	H30 R1 R2	R3 R4	R5	R6 R7 R8
	滋賀県基本構想	滋賀県中期計画			滋賀県基本構想 ※ 滋賀県基本構 ※ 一次では、 一次で		5た ·	~変わる滋賀	滋賀県基本構想 〜変わる滋賀続く幸せ〜 R1〜R12の12カ年計画			
滋賀県	滋賀県 地域福祉支援計画				地域福祉支援計画		地域福祉支援計画 ~支え手よし・受け手よし・地域よしの 地域福祉「三方よし」計画~		次期計画		<u> </u>	
	滋賀県障害者プラン	淡海障害者プラン	障害者福	畐祉しがプラン		章害者福祉 がプラン	滋賀県障害者プラン ← 一部改定 -		§者プラン ← 一部改定 →	滋賀県障害者プラン20 ← 一部改定		プラン2021 ← 一部改定 →
	障害者基本法に基づく 国の障害者基本計画	第2次計画			第3次計画		第4次計画			(第5次)		
国	障害者総合支援法に 基づく障害福祉計画 (国の基本指針)	第1期	用計画期間	第2期計画期	間 第3	期計画期間	第4期	計画期間	第5期計画期間	第6期計画	期間	(第7期)
	児童福祉法に基づく 障害児福祉計画 (国の基本指針)								第1期計画期間	第2期計画	期間	(第3期) 4

滋賀県障害者プラン(障害者計画・第5次障害福祉計画・第1次障害児福祉計画)H30~R2

基本理念

"県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀県の実現"~みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる~

「ひと」

2つの視点

既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている人、支援を担う人を起点に考え、障害のある人が望む生活を自ら 選び決定できるよう、その人のニーズや能力に合った支援を行うための施策を進める。 「まち」 障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子ど もなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を 進める。

基本目標

"地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現"

<5つの視点>

その人らしく

いつでも

だれでも

どこでも

みんなで取り組む

主要施策の方向性

- 1. ともに暮らす 住まいの場の確保や障害の特性に応じたサービスの充実に努めます。また、相談支援体制の充実や福祉、保健・医療、教育、 労働などの各分野の連携を図り、必要な支援を届けられるように取り組みます。
- 障害の特性に応じた教育を受けることができるように努めるとともに、「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可 **2. ともに学ぶ** 能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。障害のある子どもの生活や学習 上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。
- 3. ともに働く 企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、働くことを通じて地域生活の経済的な基盤が得られるよう、 就労収入の向上を目指し、教育・福祉・労働の連携を進めます。
- 4. ともに活動する スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター等の運営を通じた余暇活動の充実、本人活動や地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。
- 5. 共生のまちづくり 障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法による取組を強化する とともに、防災・防犯対策の推進に努めます。

重点施策

- 1. 発達障害のある人への支援の充実
- 2. 障害のある人への就労支援の促進
- 3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実
- 4. 精神障害のある人への支援の充実
- 5. インクルーシブ教育の推進

- 6. 障害のある子どもへの支援の充実
- 7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築
- 8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進
- 9. 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上【新】
- 10.「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組【新】

障害福祉計画・障害児福祉計画

- 1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策
- 2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策
- 3. 発達障害のある人の支援を充実するための施策【新】
- 4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり
- 5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策
- 6. 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策
- 7. 人材の確保および資質の向上のための施策
- 8. 障害福祉サービス等の見込み量

主要施策の方向

基本目標の実現に向け、各分野において主要施策の方向性を示します

1. ともに暮らす

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じたサービスの充実に努めます。また、相談支援体制の充実や福祉、保健・医療、教育、労働などの各分野の連携を図り、必要な支援を谷間なく届けることができるよう取り組みます。

主な施策

- ア 地域における住まいの場の確保
- イ 入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けるための支援
- ウ 入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実
- エ 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

<数値目標>									
指標	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度実 績	R2年度 目標		
公共住宅の建て替え等によるバリアフリー化実 施率	86%	88%	89%	89%	92.9%	100%	100%		
障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価 実施率	56.0%	66.5%	48.5%	58.4%	65.0%	集計中	100%		

- ・公営住宅の建替や住戸改善を実施することにより、バリアフリー化の推進を図ることができた。引き続き公営住宅のバリアフリー化を 進めることにより、住宅確保要配慮者等が安心して居住できる住環境の形成および住宅の安定確保を図る。
- ・自己評価を実施する事業所は増加しているものの、全ての事業所での実施には至っていない状況である。
- ・事業者が自らサービスについて評価することは質の向上に大きな効果があることから、今後も実地指導等の機会を通じて自己評価の実施を推進していく。

2. ともに学ぶ

障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けることができるよう教育環境や相談支援体制の充実に努めます。また「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

主な施策

- ア 教育環境の充実
- イ 障害のある児童生徒への教育、相談・支援体制の充実
- ウ 学校や地域における交流や学習の推進

<数値目標>									
指標	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績	R2年度 目標		
「個別の指導計画」を作成し ている児童生徒の割合	小学校 中学校 高校	91. 2% 81. 1% 56. 9%	95. 4% 86. 4% 76. 7%	96. 4% 91. 1% 78. 3%	91.9% 92.5% 91.6%	97. 1% 97. 1% 91. 2%	99. 0% 98. 1% 95. 4%	100% 100% 80%	
「個別の教育支援計画」を作 成している児童生徒の 割合	小学校 中学校 高校	55. 9% 53. 4% 31. 2%	69. 4% 63. 2% 39. 2%	73. 7% 70. 6% 48. 7%	78.5% 75.5% 87.4%	87. 5% 84. 5% 79. 1%	90. 4% 89. 9% 83. 2%	80% 80% 50%	

- ・小・中学校の「個別の指導計画」の作成の割合は100%という目標に達していないものの、「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の作成の割合はどの校種においても前年より上がっており、障害の状態に応じたきめ細やかな指導を行う取組を進めることが必要である意識は高まっている。
- ・今後も、個々の教育的ニーズに即した一貫性のある指導のため、個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成と利活用を一層進めることが必要である。

3. ともに働く

障害のある人の「働きたい」という思いに応えることができるよう、企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、働くことを通じて地域生活の経済的な基盤が得られるよう、就労収入の向上を目指します。 こうした取組を進めるため、教育・福祉・労働の連携を進めます。

主な施策

- ア 企業で働く人や働きたい人への支援
- イ 企業や事業所への障害者雇用についての理解の促進
- ウ 企業で働くことが困難な人への支援
- 工企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

<数値目標>										
指標	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績	R2年度 目標			
県内ハローワーク登録者のうち、就業中の障害者 の数	6,256人	6,498人	6,787人	7,127人	7,619人	7,871人	6,450人			
働き・暮らし応援センターで支援する在職者数	2,294人	2,584人	2,838人	2,887人	3,102人	3,245人	3,400人			
法定雇用率達成企業割合	59.1%	58.8%	60.7%	54.8%	55.7%	56.2%	65%			
平均工賃月額が30,000円以上の就労継続支援B型 事業所の全体に占める割合	9.2%	11.3%	12.3%	12.1%	12.8%	集計中	30%			

ハローワークに登録し就労されている方の数は継続的に増えているが、令和2年度はコロナ禍の影響のためか増加幅が少なかった。就業の促進と職場定着のため、労働・教育・福祉・医療の各機関と企業の連携強化を進めていく。

- ・働き・暮らし応援センターで支援する在職者数は、継続的に増加しているが、目標には達していない。令和3年度に実施する「就労定着の推進に向けた調査・検討」を受けて、より効果的な、職場への定着や日常生活上の支援に向けた、関係機関との連携等を進めていく。
- ・法定雇用率の改定が影響し、法定雇用率達成企業割合は目標を達成できていないが、企業からの障害者雇用に対する需要は増えている。 就労支援を行う障害福祉サービス事業所職員の意識および基礎的な支援技術の取得や、専門性を高める取組を推進する。
- ・平均工賃月額が30,000円以上のB型事業所の割合は継続して増加しているものの、目標の達成は難しい状況にある。令和3年4月に策定した「第五期滋賀県就労収入向上計画」に基づき、経営改善や業務改善・支援力の向上に係る取組や、販路拡大・販売促進に係る取組を進める。

4. ともに活動する

スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター等の運営を通じた余暇活動の充実、本人活動や地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。

主な施策

- ア 障害のある人のスポーツの推進
- イ 障害のある人の文化芸術活動の推進
- ウ 地域における余暇活動の支援
- エ 社会参加の促進
- オ 障害のある人の本人活動や交流への支援

<数値目標>										
指標	H27年 度実績	H28年度実 績	H29年度実 績	H30年 度実績	R1年度実績	R2年度実績	R2年度目標			
障害者スポーツ県大会およびスペシャルスポーツカーニ バルの参加人数	1,505人	1,482人	1,468人	729人	1,034人	116人	2,000人			
障害者スポーツ指導員の資格を取得した 総合型スポーツクラブ関係者およびスポーツ推進 員の人数	9人	23人	24人	32人	41人	27人	30人			
障害者アート公募展への応募者数	262人	343人	311人	275人	247人	268人	380人			

[・]障害者アート公募展への応募者数は伸び悩んでおり、目標を達成できなかった。障害のある人による造形活動のすそ野を広げるため、 より多くの人が応募できるよう、だれもが理解しやすい要綱を作成するなどの合理的配慮を促進していく。

5. 共生のまちづくり

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法による取組を強化するとともに、障害のある人が安全な地域生活を送れるよう、防災・防犯対策の推進に努めます。

主な施策

- ア 障害者理解の促進
- イ 差別の解消および権利擁護の推進
- ウ 「公私協働による福祉しが」の実践による福祉サービスの向上
- エ 意思疎通支援や情報アクセシビリティの充実
- オ 福祉のまちづくりの推進
- カ 保健・医療サービスの充実
- キ 防災・防犯体制の充実
- ク 難病患者に関するサービスや制度の推進

	<数値目標>										
指標	H27年 度実績	H28年 度実績	H29年 度実績	H30年 度実績	R1年度実績	R2年度実 績	R2年 度目標				
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向 け通訳・介助員派遣回数	8,954回	10,928回	8,406回	8,542回	8,810回	6,290回	17,000回				
特定道路におけるバリアフリー化率	68.9%	70.3%	73.4%	75.8%	70.3%	72.9%	100%				
駅のバリアフリー化率(乗客1日 3,000人以上)	75.5%	80.0%	88.9%	88.9%	88.9%	88.9%	100%				
高次脳機能障害の専門研修に参加した 支援者数	13人	37人	112人	112人	151人	162人	180人				

- ・コロナ禍のため利用実績が前年度よりも減少した。意思疎通支援が円滑に実施されるよう、意思疎通支援者の養成および人材の確保に努めていく。
- ・駅のバリアフリーについては、JRの2駅については現在整備中であるが、京阪大津線の駅については鉄道事業者において整備に努められているものの、場所に余裕がないなど課題が残っている。
- ・令和元年に42.4km追加指定が行われた。引き続き、道路整備アクションプログラムに基づき、整備を進めていく。 ※特定道路:駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、 国土交通大臣が指定したもの

1. 発達障害のある人への支援の充実

- ア 関係機関の連携による切れ目のない支援の強化
- イ 発達障害についての理解の促進および身近な地域の理解者、支援者の養成
- ウ 学齢後期から成人期における発達障害のある人への支援の充実とスキルの向上

主な実績

①発達障害者の支援体制の充実

滋賀県発達障害者支援地域協議会において、支援がうまく引き継がれた10件の好事例を冊子にまとめ、支援機関等へ提供した。

②学齢後期から成人期における発達障害のある人への支援の充実

県発達障害者支援センターによる人材育成、専門的支援のほか、認証発達障害者支援ケアマネージャーによる福祉圏域での活動により、 発達障害者への専門的支援、事業所等への助言、支援関係者のスキルアップのための研修会を実施した。

主な成果

- ①滋賀県発達障害者支援地域協議会での意見交換を通じて、教育、医療、労働、福祉等における現状と課題を共有できた。支援における共通の課題として明らかになった発達障害のある本人および保護者の障害に対する理解と受容については、今後取り組む発達障害者の家族支援事業や大学における支援体制の充実に関する事業で対応を検討していく。
- ②一次支援を担う市町の発達支援室・センターにおいては学齢期までの支援が中心となっていることから、認証発達障害者支援ケアマネージャーによる二次支援、県発達障害者支援センターによる三次支援を通じた学齢後期から成人期における重層的な支援体制の構築を図った。

- ①令和3年度は、新たに市町でペアレントトレーニング・ペアレントプログラムの実施を推進するための研修事業を開始するとともに、発達障害者支援地域協議会に検討部会を設置し、具体的課題(発達障害に係る地域と医療の連携の推進、支援が届きにくい人への関係機関の関わり)への対応の検討を進めていく。
- ②プラン2021では、重点的取組に「支援に関わる人材の育成」「家族への支援の充実」を掲げ事業を進めるとともに、検討部会(支援が届きにくい人への関係機関の関わり)等をふまえ、今後の支援等を検討していく。

2. 障害のある人への就労支援の促進

- ア 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進
- イ 障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大
- ウ 福祉施設利用者などの一般就労への移行促進
- エ 就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上
- オ 就労の実現に向けた教育の推進
- カ 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

主な実績

①農業分野での就労拡大に向けた農福連携の推進

【農福連携の事例集の作成・配布 1.000部】 【働く障害者を応援する農福連携モデル事業所認定制度創設 認定6件】

- ②就職や職場への定着が困難な障害者および就業経験のない障害者に対し、働き・暮らし応援センターにおいて、職場開拓や継続就労に重要となる日常生活上の支援を実施した。 【就労者数 H30:433名】
- ③知的障害者が介護職等の就労に結びつくよう、介護技能等や就労に必要な知識の習得や介護事業所等における実習等の研修を実施する とともに、介護事業所職員向けに障害特性の理解等についての研修を行い障害者雇用受入れ側の環境整理を併せて実施した。

【研修修了認定者数 H30:12名】 【事業所職員向け研修開催回数 H30:1回】

主な成果

- ①就労支援事業所等を利用する障害者の仕事の確保に向けて、 専門家による事業所への経営・業務改善支援、就労支援を行う 職員の支援技術の向上のための研修、農業分野との連携等を 通じて、障害者の就労収入の増加を図った。
- ②障害のある人の就労支援により、平成30年度は166人が福祉施設利用から一般就労へ移行した。平成30年6月1日時点の県内民間企業の実雇用率は2.23%であり、前年の2.13%から前進している。

また、平成30年度から障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わったことから、精神障害者の職域拡大に向けて、精神障害者の介護事業所等での就労を進めるための研修プログラムの検討・実施に取り組む。

- ①プラン2021では、「雇用の場の確保」や「就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得の支援」を重点的取組に位置付け、令和3年度は新たに経営改善アドバイザーの増員や在宅就労マッチング支援、農福連携Webマルシェに取り組む。
- ②プラン2021では、「就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上」「就労が定着するための支援」を重点的取組に位置付け、令和3年度は、就労定着の推進に向けた調査・検討事業やジョブコーチ研修受講の助成などを通じて支援に取り組んでいく。

3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実

- ア 重症心身障害児者・医療的ケア児(者)への支援の充実
- イ 強度行動障害者への支援の充実
- ウ 高齢障害者への支援の充実

主な実績

①重度障害者地域包括支援事業において、支援員を加配し重症心身障害者や強度行動障害者を受入れている事業所等に対し、市町と補助を行うとともに、強度行動障害支援者養成研修を実施し、支援人材の育成を図った。

【強度行動障害支援者養成研修開催回数:基礎4回、実践2回】

②平成27年度に「障害高齢者支援研究会議」を設置し、支援現場での課題等の検証や事例集約、具体的な支援方策の検討を行ってきたところであるが、これらを踏まえ、「滋賀県の高齢障害者に対する支援の現状と今後を考えるフォーラム」を開催した。

【平成31年2月18日開催 来場者:118人】

主な成果

①重症心身障害者や強度行動障害者が地域生活を継続できる 支援体制の充実を図ることができた。

【R02強度行動障害支援者養成研修修了者数:

基礎108人、実践51人】

【強度行動障害者特別支援事業加算対象者数:

R01:67人→R02:69人】

②多様な関係機関から来場していただき、滋賀県における高齢 障害者支援の現状や課題、それに対する支援方策の方向性を共有することができた。

- ・強度行動障害者の地域での支援体制を充実させるため、引き続き支援 人材の育成に取り組むとともに、専門機関のからのスーパーバイズ等に より支援の質の向上に努める。
- ・令和3年度からの報酬改定を踏まえ重度障害者地域包括支援事業の内容を見直し、重症心身障害児者や強度行動障害者をのある方を支える基盤の充実に取り組む。
- ・共生型サービスの普及を推進することにより、高齢障害者への支援の充実を図る。

4. 精神障害のある人への支援の充実

- ア 安心して地域で生活するための支援の充実
- イ 多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築

主な実績

①うつ病対策の一環として、かかりつけ医を対象とした対応力向上の研修を開催した。

【研修参加医師数 H27:32名、H28:22名、H29:24名、H30:55名、R1:57名、R2:52名】

②退院可能な入院患者の地域移行と安心・安定した地域定着のための支援を図るため、各障害保健福祉圏域ごとに、医療機関や地域事業者等による協議の場を設置した。

【協議の場設置 R2:7圏域 R1:7圏域 H30:4圏域 H29:3圏域 H28:3圏域、H27:0圏域】

主な成果

①入院後1年時点の退院率の向上につながった。

【退院率 H29:93.4%、H28:91.1%、 H27:82.7%】

②精神病床における65歳未満の1年以上長期 入院患者数の減少につながった。

【入院患者数 R2:331名 R1:358名 H30:362名 H29:383名】

課題、今後の対応

精神障害のある人が、住み慣れた地域で本人の望む生活が送ることができるように、多様な精神疾患に対応できる体制や専門的な相談支援を受けられる体制を整備するとともに、生活の場を確保する必要がある。

- ・多様な精神疾患に対応できるよう保健所と市町、地域の支援機関との重層的な連携による支援体制の構築を推進する。
- ・市町や相談支援事業所等相談できる窓口を明確にし、周知を行うとともに、訪問や面談等きめ細やかな支援を提供することで安心して相談できる体制の充実を図る。
- ・県営住宅において障害のある人等の抽選倍率の優遇を行うことにより入居機会の拡大を図るとともに、民間賃貸住宅においても滋賀県居住支援協議会等と連携しながら、円滑な入居を促進するため家主への啓発等の取組を行う。

5. インクルーシブ教育の推進

- ア 社会的・職業的自立の実現
- イ 発達段階に応じた指導の充実
- ウ 教員の指導力や専門性の向上
- エ教育環境の充実
- オ 教育における連携(役割分担)の推進
- カ 適切な就学相談の推進

主な実績

- ①小・中学校に看護師等を配置する市町への経費補助を行った。
- ②モデル地域の小、中学校に発達障害支援アドバイザーを派遣し、発達障害のある子どもへの支援の充実を図った。
- ③県立高校に巡回指導員を派遣し、個別の教育支援計画の作成・活用や校内体制の整備について助言を行った。
- ④県立高校の肢体不自由や発達障害等の生徒に対し、生活介助や学習支援を行う支援員を配置した。

主な成果

- ①地域の小・中学校等で学ぶ障害のある児童生徒に対する支援体制の強化を図ることができた。
- ②個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率が上昇した。
- ③巡回指導員を派遣することで、高等学校の特別支援教育の専門性の向上を図ったことにより、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成数が増えた。
- ④支援員の配置により、障害のある生徒が安心、安全な学校生活を送ることが できた。

- ・障害のある子どもが一人ひとりに応じた十分な教育を受けられる教育の充実とともに、障害のある子どもがともに学び合い「地域でともに生きていくための力」を育てるための仕組み作りと体制整備に引き続き取り組む必要がある。
- ・個々の教育的ニーズに即した一貫性のある指導のため「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」の作成と利活用を一層進めることが必要である。

6. 障害のある子どもへの支援の充実

- ア ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化
- イ 障害のある子どもが利用する事業所等における支援の質の向上
- ウ 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の強化
- エ 医療的ケア児の通学に係る保護者の負担軽減の実証研究
- オ 障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実

主な実績

①障害のある子どもが利用する事業所等の整備が進んだ。

【指定障害児通所支援事業所数 R2:259所、R1:225所、H30:207所、H29:181所】

②医療的ケア児への支援に関する関係機関との連携の強化や医療的ケア児等実態調査の検討を行うために、医療的ケア児・者に関する協議会を開催した。

【開催回数 R2:1回 R1:1回、H30:2回 H29:2回 】

主な成果

- ①障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場の拡充を図ることができた。
- ②医療的ケア児者に対する支援体制等に関する現状と課題等の整理と関係者間での課題認識の共有を図ることができた。

また、医療的ケア児等実態調査に基づき、支援として何が必要であるかを検討することができた。

- ・児童発達支援や放課後等児童デイサービス事業所は プランの目標値を上回る事業所数となっているが、支 援の質に差が見られることから支援人材の養成に努め る必要がある。
- ・重症心身障害児や医療的ケア児の支援を行う事業所 については不足している状況であり、また、地域に偏在 していることから、県内の各圏域で支援が受けられるよ う整備を進める必要がある。

7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築

- アー相談機能の充実
- イ 地域包括ケアシステムの構築

主な実績

- ①地域自立支援協議会を中心とした地域のネットワークの構築・高度化に向け、7圏域それぞれにアドバイザーを設置し、圏域関係者の調整・指導の広域的支援を行うことにより、相談支援体制を中心とした地域の支援体制の整備を行った。
- ②障害者の地域における自立支援に関する相談支援にあたるスーパーバイザーを設置し、県域の生活支援・就労支援等に関する専門的相談支援の関係機関・事業者のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行った。

主な成果

①各圏域のアドバイザーが地域自立支援協議会等に参加し、相談支援 に係る技術的アドバイスを行うことにより、地域自立支援協議会の機 能を充実させることができた。

- ・基幹相談支援センター等の機能を充実させるため、主任相談支援専門員の養成・配置を促進する。
- ・各圏域に配置されている相談支援体制整備アドバイ ザーの機能を活用し、基幹相談支援センターや地域障害 者自立支援協議会との連携により、相談支援専門員の スキルの向上に向けた体制の構築を図る。

8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進

(1) スポーツ

障害者スポーツの普及・選手の拡大 、障害のある人の参加機会の拡大

(2) 文化・芸術活動

障害のある人の文化芸術活動の推進 、造形活動を支える仕組みづくり、 表現活動の場の拡大、発信 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術活動による国際交流の推進

主な実績

① 障害のある方が身近な地域でスポーツに親しめるよう、県内の総合型地域スポーツクラブ(6クラブ)への委託により障害者スポーツ教室を開催した。さらに、障害者スポーツの未実施クラブに対して経験の豊かなクラブ(3クラブ)がモデルとなり教室開催を行うことで、ノウハウの共有を行った。また、昨年に引き続き、養護学校でのスポーツ教室も実施した。いずれもの事業者も、新型コロナウイルス感染症対策をとり、安全に配慮して事業実施した。

【スポーツクラブへの委託 R2:9、R1:10、H30:9、H29:9】【養護学校でのスポーツ教室の開催 R2:5回、R1:6回、H30:5回、H29:12回】

② 障害者アート作品の公募展の開催、ボーダレスアートミュージアムNO-MA企画展の開催、障害者芸術文化活動支援センターによる作家の権利保護等に関する相談支援・研修会等の実施、障害者の音楽・ダンス等の表現活動の支援等を実施した。

【公募展への応募者数 R2:268人】 【音楽等表現活動を適切に指導・運営できる人材の育成 累計人数R2:48人】

【権利保護等に関する相談件数 相談回数 R2:61件】

主な成果

①先進的に障害者スポーツに取り組んでいる総合型クラブをモデルクラブとして、障害者スポーツに取り組んでいないクラブ(3クラブ)も一緒に教室開催を行うことで、障害者スポーツに取り組むきっかけ作りにつながった。また、養護学校でのスポーツ教室の開催については、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、軽スポーツ教室を5回、養護学校の部活動への指導者派遣を1回実施することができた。

②発表の機会づくりや支援者の研修等を通じて、障害者の造形活動、音楽等表現活動の裾野を広げることができた。新たに、障害のある人が芸術を鑑賞する機会の拡充に向けた文化施設関係者や福祉事業所の職員を対象にした研修等に着手したところであり、文化施設関係者との連携を強化しながら継続して取り組んでいく。

課題、今後の対応

②プラン2021では、「造形活動への参加促進と発表機会の充実」を重点取組に掲げており、障害のある人による造形活動のすそ野を広げるために、令和3年度は、「ぴかっtoアート展」の広報を分かり易く応募し易いものとなるよう工夫するなど充実を図った。障害のある人の活躍の場を広げ、安心して芸術・文化活動に取り組むことができるよう環境づくりと合理的配慮を促進していく。

9. 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上【新】

- ア 日常生活や社会生活における支援等の充実
- イ 災害時における支援等の充実

主な実績

①障害のある人のIT利用の促進のため、ITサロンを設置・運営するとともに、移動が困難な人が自宅でIT機器の利用技術を習得できるようパソコンボランティアを派遣した。

【障害者ITサロン設置 8か所】 【パソコンボランティア派遣回数 R2:665回、R1:1,135回、H30:1,299回】

②滋賀県障害者施策推進協議会に「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会」を設置し、計8回の会議を経て、小委員会の意見を「小委員会まとめ」として取りまとめた。 【小委員会の開催 R1:5回、R2:3回】

主な成果

- ①パソコン等で文書・グラフ作成を行うための操作に関するアドバイス、視覚障害者向けソフトの操作サポート、スマートフォンやタブレット等の体験などを通じて、障害のある人のIT利用の促進を図った。
- ②「小委員会まとめ」では、条例の形について、一体型、別立型の 両論併記となった。今後は、小委員会の検討結果を踏まえ、滋賀 県障害者施策推進協議会において、引き続き、条例の検討を継続 し、障害のある人の意思疎通支援の充実および情報アクセシビリ ティの向上に取り組む。

- ①プラン2021では、「読書におけるバリアフリーの推進」を重点的取組に位置付けており、令和3年度は、教育委員会において「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」が策定される。視覚障害者等がアクセシブルな電子書籍等のICT機器を使いこなせるよう、公立図書館や視覚障害者センターと連携した支援を検討していく必要がある。
- ②プラン2021では「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討」を重点的取組に位置付けている。令和2年度までの8回の条例検討小委員会での議論を踏まえ、令和3年度は障害者施策推進協議会において条例の形について意見集約を行い、条例策定に向けた作業を進めていく。

10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組【新】

- ア 共生社会づくりを目指すための取組の推進
- イ 障害者差別の解消と障害者理解の促進
- ウ 障害者虐待の防止に向けた取組の促進
- 工 防災対策

主な実績

①すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成30年6月5日に滋賀県社会福祉審議会から条例の骨格について答申を受けた後、主に以下の2点の取組を通じて県民等のご意見を伺いながら条例案づくりに取り組んだ。

【条例タウンミーティングの実施:7か所、延べ参加者数546名】 【条例要綱案に対する県民政策コメントの実施:意見件数93件】

②差別解消の取組の効果的かつ円滑なネットワークを構築するため障害者差別解消支援地域協議会を開催するとともに、平成29年4月から配布を開始しているヘルプマークの普及・啓発に努めた

【協議会の開催:全体2回、部会2回】

【ヘルプマークの配布 H29:1.978個 H30:3.186個 R1;3.195個 R2;2700個 合計 11.059個】

主な成果

①令和元年10月に条例を完全施行し、差別解消相談員や地域アドボケーターを設置するなどして、障害者差別解消・虐待防止に取り組んできた。また、条例フォーラムや出前講座、広報媒体を利用して条例の理念や「障害の社会モデル」や「合理的配慮の提供」についての普及・啓発に取り組むなど、共生社会づくりに向けた取組の一歩とすることができた。

②障害者差別解消支援地域協議会の開催を通じて障害者差別解消に向けた情報共有や関係者のネットワーク強化を図るとともに、協議会に新たに部会を設置し、事例の深堀や条例制定後の運用等について意見を伺うことができた。平成29年度から導入しているヘルプマークの配布個数が年々増加しており認知が広がっている。また利用者からの意見等を受け「ヘルプカード」の配布を令和2年度から開始した。

- ・条例の普及・啓発に取り組んでいるものの、 特に福祉に関心のない層への浸透が課題と なっている。
- ・プラン2021では、共生社会づくりを、全ての施策の基盤と位置づけ、障害理解の促進など心のバリアフリーと段差解消などの物理的なバリアフリーを目指す取組を進めていく。

障害者総合支援法第89条に基づく障害福祉計画として、また児童福祉法第33条の22に基づく障害児福祉計画として、 令和2年度における成果目標をはじめ、障害福祉サービスの提供体制の確保等について定めます。

1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

<目標>									
項目	H30年度実績	R1年度実績	R2年度実績	R2年度目標	備考				
福祉施設入所者うち、地域生活に移行する者の人数	4人	8人	19人	45人	H28年度末4人				
県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数 【県独自項目】	0人	4人	6人	14人	H28年度末146人 ※県外入所者の実人数				
県内障害者支援施設における入所定員数(県立施設除く)	定員を維持	△10人	△10人	定員維持	H28年度末定員数999人 (県立施設を除く)				

- ア 重症心身障害児者・医療的ケア児(者)への支援の充実
- イ 強度行動障害者への支援の充実
- ウ 高齢障害者への支援の充実
- エー相談機能の充実
- オ 支援者等の人材育成や資質の向上
- カ 地域生活への移行の促進
- ・施設入所者の地域生活への移行については、プラン最終年度の令和2年度においては、過去3か年を上回る実績となっているが、 累計の目標値は下回っている状況となっている。また、県外施設入所者の県内での生活についても、目標値を下回る状況となっている。
- ・地域での暮らしが可能な方の移行を進めるとともに、施設での支援を必要とする方が入所できるよう、新プランにおいても地域生活への移行促進を重点目標としており、令和3年度からは、新たに地域での生活に向けた個別の支援を実施する事業を東近江圏域において試行的に実施しており、効果や課題を検証して他圏域への拡大を図り、地域生活への移行を促進していく必要がある。
- ・計画期間内に定員数が減少しており、やむを得ない理由であるが、県外施設入所者の転入や入所施設での支援が必要な障害者の 支援を確保するため今後も定員数の維持に努める。

2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

項目	H30年度実績	R1年度実績	R2年度実績	R2年度目標	備考
精神医療福祉チームによる圏域推進チーム会議の設置【新】	4圏域	7圏域	7圏域	7圏域全て	H28年度末3福祉圏域設置
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置【新】	2	10	8	19市町	_
精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数【新】	人808	人808	811人	794人	H26年813人
精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	362人	358人	331人	349人	H26年452人
入院後3か月時点の退院率	64.5% (H28)	72% (H29)	未公表	69%以上	H27年54.2%
入院後6か月時点の退院率【新】	86.4% (H28)	88% (H29)	未公表	84%以上	H27年78.1%
入院後1年時点の退院率	93.0% (H28)	93% (H29)	未公表	90%以上	H27年83.3%

ア 精神障害に対する正しい理解の促進



- イ 安心して地域で生活するための支援の充実
- ウ 相談支援体制の充実
- エ 精神科医療の充実
- おおむね目標を達成しているが、精神障害のある人が住み慣れた地域で本人が望む生活が送れるよう、引き続き市町に関係機関の協議の場の設置を働きかけていく必要がある。
- ・精神疾患や精神障害に関する正しい知識や情報を県民に提供し、理解を深めることにより、精神疾患の早期発見、早期治療を促すとともに、精神障害のある人が安心して暮らすための相談支援体制の充実を図る必要がある。

3. 発達障害のある人の支援を充実するための施策【新】

<活動指標>											
項目	H30年度実績	R1年度実績	R2年度実績	R2年度目標							
発達障害者支援地域協議会開催数【新】	年間 3回	年間 3回	年間 3回	年間 3回							
発達障害者支援センターの相談件数【新】	1,183件	1,028件	803件	860件							
発達障害者支援センター及び認証発達障害者ケアマ ネジメント支援事業によるコンサルテーション件数【新】	センター:641件 認証ケアマネ:2,065 件	センター:672件 認証ケアマネ:1,730 件	センター:978件 認証ケアマネ: 1,723件	発達支援センター: 450件 認証ケアマネ支援事業: 2,000件							
発達障害者支援センター及び認証発達障害者ケアマ ネジメント支援事業による研修、啓発回数【新】	センター: 46回 認証ケアマネ: 17回	センター:81回 認証ケアマネ:15回	センター:81回 認証ケアマネ:16回	センター: 130回 認証ケアマネ: 14回							

- ア 滋賀県発達障害者支援地域協議会による情報共有と連携の強化
- イ 早期発見、早期支援の推進
- ウ 学齢後期から成人期における発達障害のある人への支援の充実
- エ 福祉圏域における支援体制の充実
- オ 発達障害者支援センターによる支援
- カ 発達障害のある人に対する医療的支援の充実
- ・市町・教育・就労支援・雇用関係機関による発達障害者支援体制の整備などの協議を行うためH29から設置してきたが、R3からは、より具体的な課題の整理・解決に向けた検討を行う部会を設置することとなった。
- 協議会の中に2つの検討部会、①発達障害に係る地域と医療の連携の推進、②支援が届きにくい人への関係機関の関わり、を設け検討を進めていく。
- ・発達障害者支援センター及び認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による関係機関へのコンサルテーション、また外部機関や地域住民への研修・啓発については、継続的に事業を行っているものの、「支援が届きにくい人」への支援など課題が残っている。
- ・検討部会での議論を踏まえながら、関係機関がどのように連携していけばより効果的な支援を届けることができるのか等、検討を進めていく。それとともに、支援に関わる人材の育成や、家族への支援の充実に向けた取組を進めていく。

4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり

<目標>										
項目	H30年度実績	R1年度実績	R2年度実績	R2年度目標	備考					
地域生活支援拠点の整備	0	2(湖北、高島)	6 (圏域4、市町2)	市町もしくは 圏域に1つ設置	H28年度 O					

- ア 地域生活支援拠点等の整備促進
- イ 相談支援体制の充実
- ウ 滋賀県障害者自立支援協議会によるネットワークの強化
- ・拠点の設置数は増えてきているものの目標値は未達成となっている。
- ・重度の障害のある方の地域での生活を支える拠点として設置を促進する必要があり、施設整備において優先的に整備対象とするなど、引き続き設置を促進していく。

5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策

項目	H30年度実 績	R1年度実績	R2年度実績	R2年度目標	備考
福祉施設利用者のうち、一般就労に移行する者の数	166人	169人	152人	203人	H28年度 135人
就労移行支援事業の利用者数	292人	261人	241人	496人	H28年度 257人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	40.0%	25.6%	41.0%	3割以上の事業 所を4割以上	H28年度 29.7%
全就労移行支援事業所の就労移行率【県独自項目】	27.5%	22.4%	25.5%	20%以上	H28年度 22.7%
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年 後の職場定着率【新】	100%	96%	95.3%	80%以上	H28年度 81.0%

項目	H30年度実績	R1年度実績	R2年度実績	R2年度の見込 み量	備考
就労移行支援事業等の利用者のうち、一般就労移行者 数	150人	150人	131人	180人	H28年度 120人
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練 の受講者数【新】	4人	4人	2人	5人	H28年度 4人
福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用 者数	120人	120人	242人	158人	_
福祉施設から就業・生活支援センターへ誘導する福祉 施設利用者数【新】	79人	79人	111人	119人	_
公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数【新】	50人	50人	53人	66人	_

- ア 地域社会での障害のある人の「働く」を促進
- イ 福祉施設利用者などの一般就労等への移行促進
- ウ 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実
- エ 発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者に対する就労支援
- オ就労収入の向上
- ・就労に向けた訓練・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実を図るため、就労支援事業所職員の専門知識の習得や支援力の向上の支援などの取組を進めていく必要がある。
- ・働きたい思いを確実に就労に繋げていくため、教育・福祉・医療・労働の各機関と企業の連携強化を図っていく必要がある。

6. 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策

項目	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度実績	R2年度目標	備考
児童発達支援センターの設置【新】	71.4%	71.4%	100%	市町もしくは圏域に少 なくとも1か所以上設 置	H29年2月 5福祉圏域設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	94.7%	94. 7%	100%	全市町で体制構築	H29 年2月 11市2町設置
重症児を支援する児童発達支援事業所等の確保【新】	71.4%	71.4%	71.4% 大津1、南部14、 東近江2、甲賀2、 湖東2	市町または圏域に少な くとも1か所以上確保	_
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【新】	85.7%	85. 7%	85.7% 6福祉圏域	市町または圏域に少な くとも一つ設置	_

- ア 地域支援体制の整備
- イ 早期発見・早期支援の推進
- ウ 子ども・子育て支援等の充実
- エ 教育機関との連携
- オ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援体制の整備
- ・事業所数は目標値を達成しているが、市町のサービス見込量は今後も増加する見込みとなっていること、また、支援の質の向上を図る必要があることから、引き続き設置を促進するとともに、支援の質の向上に向けた事業者の取組が促進されるよう実地指導などを通じて働きかけを行っていく.
- ・重心児に対応する事業所がない圏域もあることから、各圏域で必要な支援が受けられるよう、各市町または各福祉圏域に 少なくとも1か所以上の確保に向けて、市町や地域自立支援協議会における取組を支援する。
- ・医療的ケア児支法の施行などを踏まえ、医ケア児の支援体制を充実させていくため、未設置となっている圏域での設置に 向けて、市町や地域自立支援協議会における取組を支援する。

7. 人材の確保および資質の向上のための施策

障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する人材の確保と資質の向上を図ります。



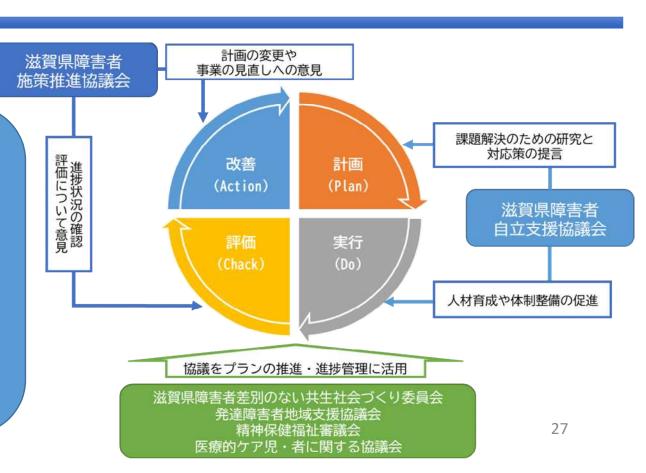
ア サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成 イ 滋賀県介護・福祉人材センターによる人材の確保、育成、定着の一体的な推進 ウ リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成 エ 障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上

・市町職員、市町虐待防止センター新任職員、施設従事者を対象として障害者虐待防止・権利擁護研修会を開催した。 障害者の権利擁護についての理解と虐待に関する相談や通報を受けた際の流れを理解し、その具体的な対応方法や 視点となるポイントについて、必要となる知識・技術が習得できるよう努めた。

【市町関係者向け研修参加者数】H30:44人、R1:51人、R2:23人 【施設従事者向け研修参加者数】H30:233人、R1:275人、R2:183人

滋賀県障害者プラン2021

- 計画期間における成果目標や事業量見込み等の活動指標を定め、 計画(Plan)-実施(Do)-評価 (Check)-改善(Action)というマネジメントサイクルに基つぎ、年度ごとに計画の進捗状況や施策の実施状況を進行管理します。
- 評価や計画の見直し、次年度の取組については、 滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴きます。 評価結果については公表します。
- 評価結果を踏まえて、次年度以降のさらなる計画 の推進を図ります。



基本理念(施策に取り組む基本的な姿勢)

:目標(プラン全体が目指す目標)

「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」 ~みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く~ 「人」と「まち」を起点に考える すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、 ともに働き、ともに活動する」

「その人らしく」「いつでも」「誰でも」「どこでも」「みんなで取り組む」 の5つの視点から施策を進める

施策の領域とあるべき姿(各取組を位置付ける枠組み)

- 基本目標の実現に向け、基本的な施策の方向性を示すために、「①共生社会づくり」、「②ともに暮らす」、「③ともに育ち・学ぶ」、「④ともに働く」、「⑤ともに活動する」の5つの施策領域を設定し、施策領域ごとに障害のある人の生活や支援のあるべき姿を描きます。
- ・どのような社会環境(新型コロナウイルス等感染 症流行時も含む)においても早期に障害等の状況が 確認され、ライフステージに応じた発達支援が受け られる
- ・障害のある子を持つ親が安心して子育てをできる
- ・どのような社会環境においても障害の有無にかか わらず「インクルーシブ教育」が実現されている

- ・生活の場の選択の機会が確保されている
- ・いずれの生活場面(新型コロナウイルス等感染症 流行時も含む)においても適切な支援を受けられる
- ・身近な地域で相談でき伴走的な相談支援を受けられる
- ・障害の状況や特性に応じた医療が受けられる
- ・災害時に避難や避難所において必要な支援が受けられる

①共生社会づくり
⑤ともに活動する③ともに育ち・学ぶ
④ともに働く

- ・不当な差別的取扱いをされることなく、合理的配慮が受けられる
- ・必要な支援を受けながら日常生活等で意思決定することができる
- ・必要な情報を受け取り発信することができる
- ・物理的・社会的な障壁が解消され移動等の制限を受けない
- ・気軽にスポーツを体験したり継続したり競技力を高められる
- ・文化芸術を楽しむための配慮がされている
- ・造形活動や表現活動を体験したり継続したり発表の機会がある
- ・余暇を楽しんだり、本人活動の機会が確保されている

②ともに 暮らす

- ・働きを通じて、地域生活の経済的基盤が得られている
- ・働くことが生きがいとなり、豊かな社会生活を営める
- ・「働きたい」というニーズに応える支援が充実している